

## 災害ボランティア活動への参加について

本学では、建学の精神に則り、災害復旧ボランティアに参加することの意義を認め、参加による欠席について、公欠に準ずるものとして取り扱います。具体的には以下のように実施するボランティアを対象とします。

- 対象となる災害は、学長が決定し、公示する。
- ボランティア派遣団体によるボランティアに参加する。
- ボランティア保険に加入する。
- 公欠に準ずる扱いとする期間は1週間とし、その中には移動期間を含む。
- 災害ボランティアへの参加を希望する学生は、アドバイザーに相談し、「災害ボランティア活動願（別紙）」をアドバイザーに提出する。アドバイザーは願を、看護学部は教務委員長に、社会福祉学部、リハビリテーション学部は学科長に提出する。教務委員長、学科長は教育上問題がないかを確認し、学部長に報告する。学部長は許可する。願は教務事務センターで保管し、該当学生が欠席する授業科目の担当者などに周知を行う。ボランティア終了後、学生は災害ボランティアに参加したことを客観的に証明できる資料を教務事務センターに提出する。教務事務センターは終了したことを関係者に周知する。
- 公欠に準ずる取扱いとは本件に係る補講は原則行わず、担当教員の判断により当該授業に相当する学修を課すことにより、学生に不利益が生じないよう配慮することを指す。

